

令和8年度採用 市民相談員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和7年12月5日（金）～令和8年1月5日（月）【当日消印有効】

2 募集内容

職名	市民相談員
採用予定人数	11人程度
職務の概要	市役所本庁舎または区役所の市民相談室において、以下の業務を行います。 (1) 電話や面談による市民相談対応及び相談記録等の作成 (2) その他円滑な市民相談運営に関する業務
勤務地	市役所本庁舎または各区役所の市民相談室 ※下記のいずれかとなります <ul style="list-style-type: none">・ 福岡市役所（中央区天神1-8-1）・ 東区役所（東区箱崎2-54-1）・ 博多区役所（博多区博多駅前2-8-1）・ 中央区役所（中央区大名2-5-31）・ 南区役所（南区塩原3-25-1）・ 城南区役所（城南区鳥飼6-1-1）・ 早良区役所（早良区百道2-1-1）・ 西区役所（西区内浜1-4-1）
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募による再採用を行うことがあります。 ※ 65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。
受験資格	1 次の資格要件をすべて満たす人 (1) 次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none">① 自治体職員として5年以上の勤務経験を有する人② 行政機関等の相談員経験を3年以上有する人③ 上記に準ずる人 (2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人 <ul style="list-style-type: none">① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けたことがなくなるまでの 人② 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 2 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

3 選考試験の内容・日時・会場・合格発表

内 容	日時・会場	合格発表
一次選考 ・申込書による選考		一次選考の結果及び二次試験のご案内は、 <u>令和8年1月16日（金）</u> 以降に郵送で通知いたします。
二次試験 ・面接試験	<u>令和8年1月24日（土）</u> 場所：福岡市役所 (福岡市中央区天神一丁目8番1号) ※ 場所・日時等の詳細は一次選考の合格者に通知します。	<u>令和8年1月30日（金）午前10時</u> に福岡市役所2階市長室広聴課前及び福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヵ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 原則、午前9時から午後5時までの間において1日5時間30分勤務、休憩時間60分
給与	月額184,231円から195,863円（地域手当相当報酬を含む。） 支給日：毎月20日 ※ 採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末・勤勉手当	年2回（6月・12月）在職期間に応じて支給されます。
交通費	条例、規則等に基づき別途支給されます。（月55,000円まで）
その他諸手当	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇・休業等があります。
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、雇用保険の適用があります。
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。

服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬等支給日：毎月 20 日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月 20 日） ・ 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出書類	令和 8 年度採用 市民相談員採用試験申込書 ※ 申込書は、福岡市役所 1 階情報プラザ、各区役所情報コーナー、各出張所のほか、県民情報センター（県庁行政棟 1 階）で配布します。郵送は原則行いません。 ※ 福岡市のホームページからもダウンロードできます。
受付期間	令和 7 年 12 月 5 日（金）～令和 8 年 1 月 5 日（月）【当日消印有効】
提出方法	<p>【郵送】 又は 【持参】 にてお申込みください。</p> <p>【郵送の場合】 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。</p> <p>【持参の場合】 上記受付期間の午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）に下記提出先まで提出ください。</p>
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号（福岡市役所 2 階） 福岡市役所市長室広聴課

7 その他

- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・ 試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から 1 カ月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・ 施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

【問い合わせ先】

福岡市役所市長室広聴課

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号（福岡市役所 2階）

TEL：092-711-4067 FAX：092-733-5580